

岩手県告示第249号

私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号。以下「省令」という。）第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和7年度に係る書類の提出から適用する。

令和7年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

人件費支出内訳表が省令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告